

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十二号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中
行政不服審査会の委員
公の施設指定管理者運営評価委員
会の委員
を
行政不服審査会の

委員
に、
地価調査委員会の委員
を
地価調査委員
文化会館運営
委員

会の委員
事業者選定委員会の
に、
文化財保護体系推進会議の委員
史跡等整備活用補助金選定審査会
の委員
NARA万葉世界賞選考委員会の
委員
文化資源活用補助金選定審査会の
委員
を
文化財保
NARA
委員

護体系推進会議の委員
万葉世界賞選考委員会の
に、
薬事審議会の委員
毒物劇物取扱者試験委員
麻薬中毒審査会の委員
一般用医薬品登録販売者試験委員
を
薬事
麻薬
クリーニング師試験委員

審議会の委員
中毒審査会の委員

に、

調理師試験及び製菓衛生師試験委員

を

クリーニング師試験委員

に、

高山第1工区立地基準等審査会の委員
中小企業会館等活用検討委員会の委員
中小企業会館等宿泊事業者選定委員会の委員
御所IC工業団地立地企業選定委員会の委員

を

高山第1工区立地基準等審査会の委員
御所IC工業団地立地企業選定委員会の委員
SDGs企業認証審査委員会の委員

に、

社員・シャイン職場づくり推進会議の委員

社員・シャイン職場づくり推進会議の委員
外国人観光客交流館あり方検討委員会の委員

に、

森林技術研究評議会の委員
奈良の木利用拡大検討委員会の委員

委

を

森林技術研究評議会の委員

に、

まほろば健康パークにおけるクルーシブ機能検討委員会
まほろば健康パーク機能強化整備事業者選定委員

るイン
の委員
化エリ
会の委

を

まほろば健康パーク事業者選定委
員会の委員

に、

教員メンタルヘルス委

員会の委員

を

教員メンタルヘルス委員会の委員
教育職員免許状再授与審査会の委
員

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。